

## 明治二十年勅令

海上法ノ要義ヲ確定スル為メ西曆千八百五十六年四月十六日巴里公会ニ於テ決定セシ宣言  
千八百五十六年三月三十日巴里条約ニ署名セル各全權委員ハ茲ニ会議ヲ開キ戰時海上法ノ古来  
久シク痛嘆スヘキ紛議ノ原因ト為リ且本件ニ關スル法律及ヒ義務ノ明確ナラサルハ局外中立國ト  
交戦國トノ間意見ノ相合ハサルノ基ニシテ随テ容易ナラサル困難或ハ葛藤ヲ惹起スルノ恐れアル  
コトヲ悟リ此緊要ナル事項ニ關シ一定ノ主義ヲ設クルノ利益アル事並ニ巴里公会ニ參集セル各全  
權委員ニ於テ本件ニ關スル列國交際上一定ノ原則ヲ議定スルハ最モ能ク各自政府ノ希圖ニ応スル  
モノナル事ヲ認メリ

因テ右全權委員ハ各其政府ヨリ妥當ノ委任ヲ受ケ此目的ヲ達スルノ方法ヲ協議センコトニ決シ

一 評議ノ上左ノ宣言ヲ採用セリ

第 一 私船ヲ拿捕ノ用ニ供スルハ自今之ヲ廢止スル事

第 二 局外中立國ノ旗章ヲ掲クル船舶ニ搭載セル敵國ノ貨物ハ戰時禁制品ヲ除クノ外之ヲ拿獲スヘカ  
三 三 局外中立國ノ旗章ヲ掲クル船舶ニ搭載セル局外中立國ノ貨物ハ戰時禁制品ヲ除クノ外之ヲ拿獲スヘカ

第 四 敵國ノ旗章ヲ掲クル船舶ニ搭載セル局外中立國ノ貨物ハ戰時禁制品ヲ除クノ外之ヲ拿獲スヘカ  
四 四 港口ノ封鎖ヲ有効ナラシムルニハ実力ヲ用井サルヘカラス即チ敵國ノ海岸ニ接到スルヲ實際防

止スルニ足ルヘキ充分ノ兵備ヲ要スル事